

第1章 対象事業の名称、目的及び内容

1.1 対象事業の名称

新石垣空港整備事業

1.2 対象事業の目的

平成 25 年 3 月に新石垣空港が開港するまでの石垣空港は、那覇、宮古、与那国、多良間、波照間の県内路線の他、東京、大阪、名古屋、福岡の本土路線が就航しており、全国の地方管理空港の中で旅客数及び貨物の取扱量が 1、2 位を競う八重山地域における基幹空港であった。

しかしながら、平成 25 年 3 月に新石垣空港が開港するまでの石垣空港は滑走路 1,500m のままジェット化しているため、一部の路線について重量制限などの制約を課さざるを得ない等の問題を抱えていた。

このため、重量制限等の大幅な改善を図るとともに、空港周辺地域への騒音影響の軽減、増大した空港需要に対応し、八重山圏域の振興発展を図るため、中型ジェット機が就航可能な 2,000m の滑走路を有する新空港を建設した。

1.3 対象事業の内容

1.3.1 対象事業の種類

飛行場及びその施設の設置の事業

1.3.2 対象事業が実施されるべき区域の位置

沖縄県石垣市（図 1.1 参照）

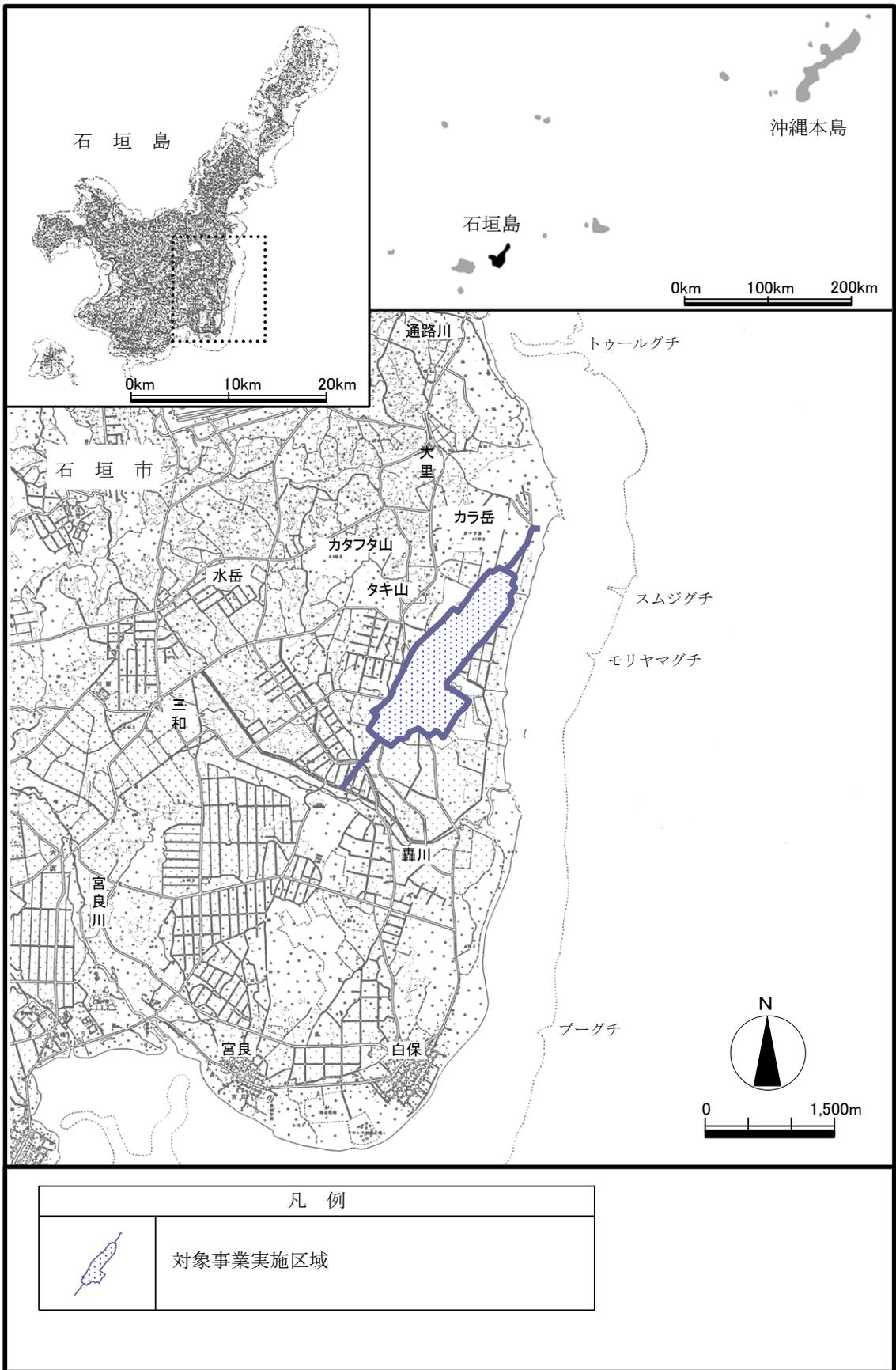


図 1.1 対象事業が実施されるべき区域の位置

1.3.3 対象事業の概要

対象事業は、飛行場及びその施設を整備するため、土木工事として切土、盛土による用地造成工事、舗装工事及び道路駐車場等の工事や照明工事、建築工事を行った。

飛行場及びその施設の区域の位置は図 1.2 に、空港の平面図は図 1.3 に示すとおりである。

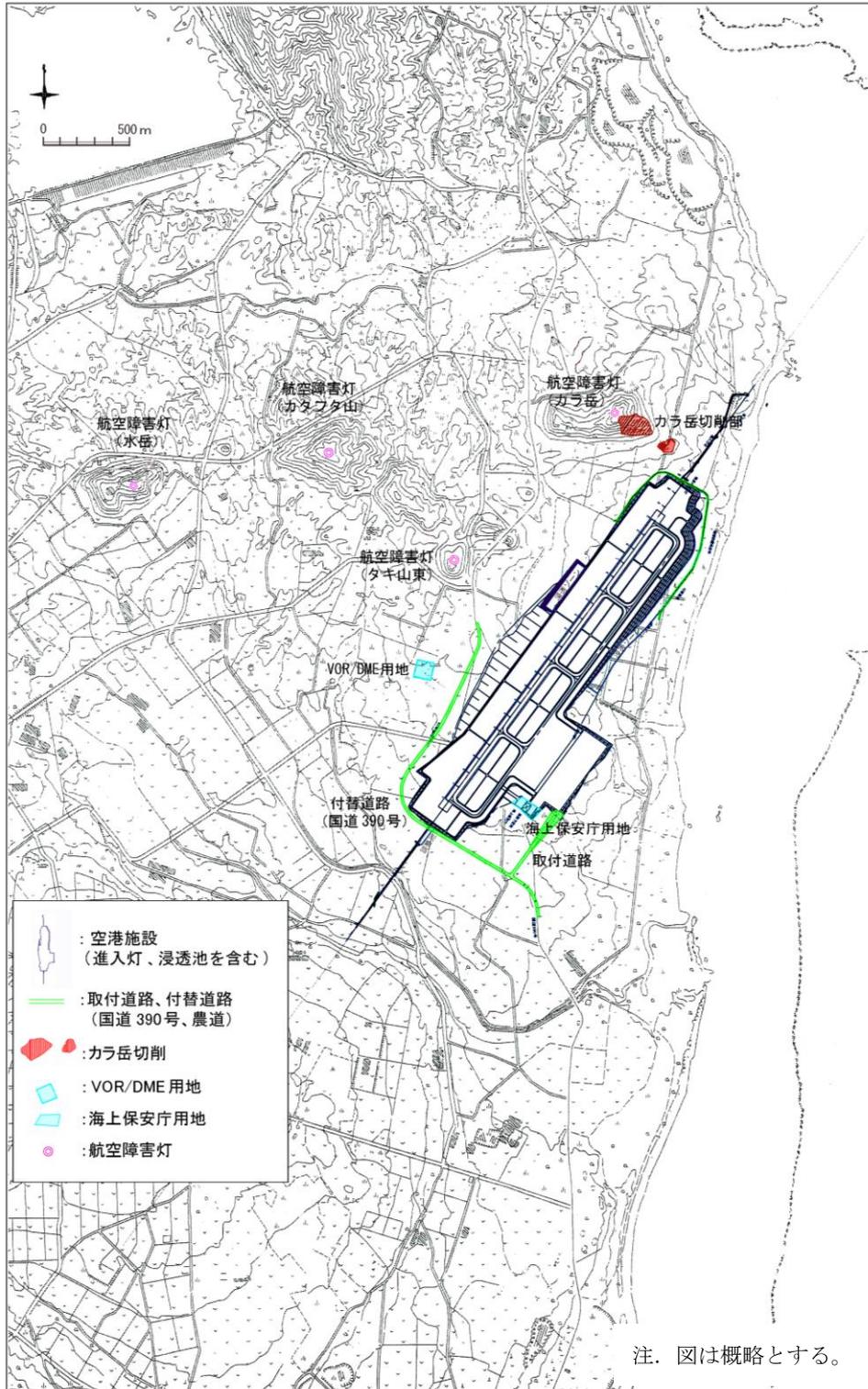
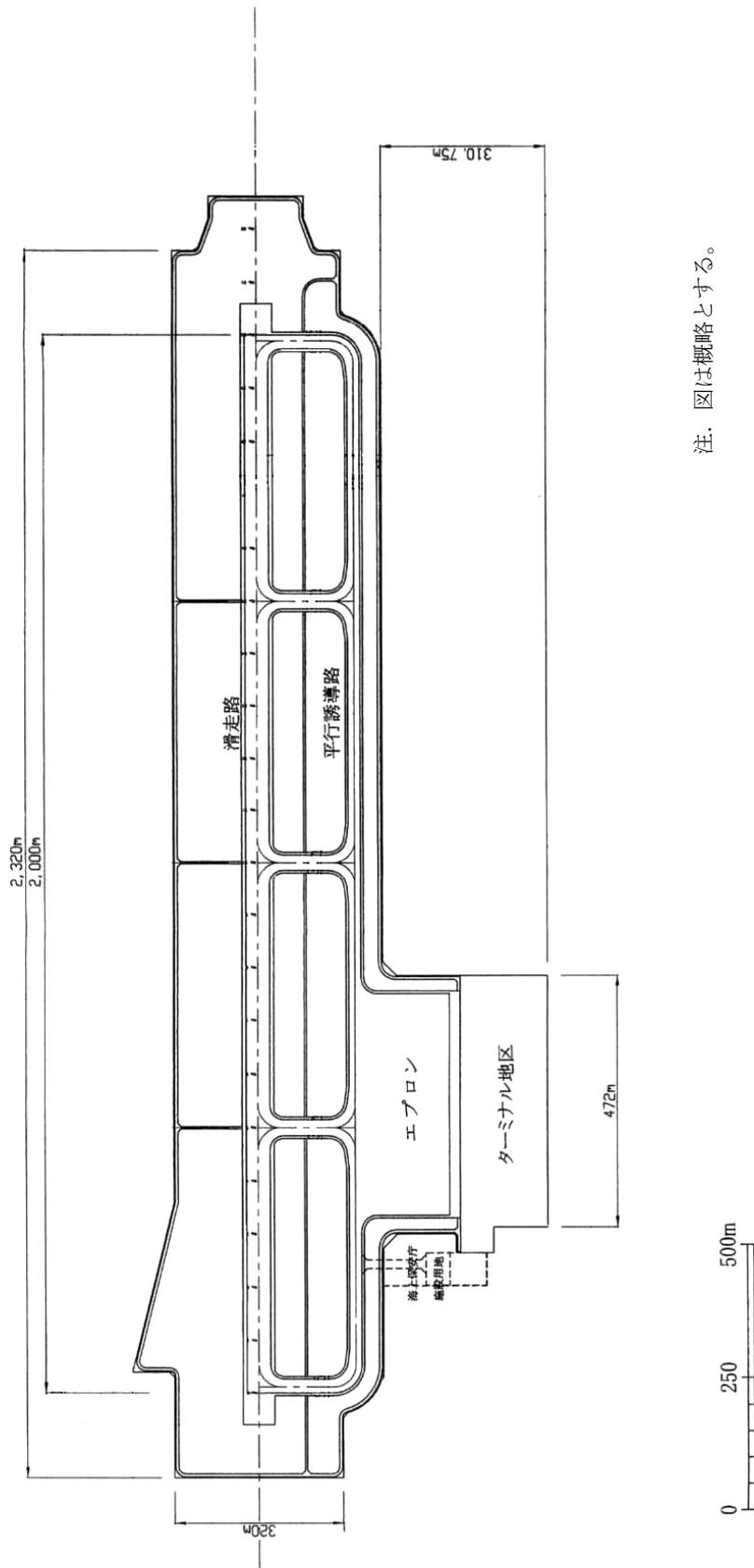


図 1.2 対象事業に係る飛行場及びその施設の区域の位置（その他関連事業を含む）



注. 図は概略とする。

図 1.3 空港平面図

対象事業実施区域は、滑走路長：2,000 m、空港施設約 142ha である。また、その周辺で関連事業等が行われ、面積の内訳については表 1.1 に示すとおりである。

関連事業（図 1.2）は、取付道路、付替道路、カラ岳切削部、航空障害灯である。取付道路は、国道から空港の駐車場を結ぶ道路であり、付替道路は、現在の国道 390 号と空港北側の農道を迂回させる道路である。

制限表面は、進入表面、転移表面、水平表面があり、これらの区域は、航空機の安全な離着陸に必要な空間を確保するため、必要最小限度の切土及び樹木伐採を行った。

カラ岳の山腹の一部は、水平表面に抵触するが、環境保全や文化財保護の観点から、航空障害灯を山頂付近に設置した。

上記以外の事業として国が実施する関連施設として、海上保安庁施設と航空機が空港の方向や距離を確認するための航行を援助する VOR/DME 施設の設置事業がある。

表 1.1 事業区域の面積内訳（概略面積）

[対象事業実施区域]

分類	面積 (ha)
空港施設（進入灯、浸透ゾーンを含む）	約 142

[関連事業実施区域]

分類	面積 (ha)
取付道路	約 1
付替道路（国道 390 号、農道）	約 5
カラ岳切削部	約 2
航空障害灯	約 0.01

[地形改変区域（工事中に一時的に利用）]

分類	面積 (ha)
南側進入灯作業ヤード	約 1

[その他関連事業実施区域（国が実施する関連施設）]

分類	面積 (ha)
海上保安庁用地	約 1
VOR/DME 用地	約 1

1.3.4 これまでの経緯

昭和 57 年 3 月に白保地先で新空港（滑走路 2,500m）の設置許可を得て、事業着手してから、様々な計画変更を行い、平成 12 年 4 月にカラ岳陸上案を建設位置として決定し、その後、環境影響評価の手続きを進めるにあたり、工法や環境影響を検討する委員会が設置された。

環境影響評価の手続きとして、平成 14 年 12 月に新石垣空港環境影響評価方法書の公告・縦覧が開始され、平成 15 年 1 月の新石垣空港整備基本計画（案）のパブリック・インボルブメント（PI）の実施や平成 15 年 3 月の新石垣空港整備基本計画協議会の設置を経て、平成 16 年 3 月に新石垣空港環境影響評価準備書の公告・縦覧が開始された。

平成 17 年 2 月には新石垣空港環境影響評価書を国土交通省に送付し、国土交通大臣からの意見を受け、新石垣空港環境影響評価書の再検討及び補正を行い、同年 9 月に公告・縦覧を開始した。そして、同年 12 月に国土交通大臣から新石垣空港の飛行場及び航空灯火設置許可を受け、平成 18 年 10 月に着工し、平成 25 年 3 月 7 日に開港した。

沖縄県環境評価条例に基づく事後調査の手続きとして、平成 18 年度から平成 29 年度まで事後調査報告書の公告・縦覧等を行った。

第2章 対象事業の実施の状況

2.1 対象事業の実施の概要

2.1.1 工事实績

本事業は、大規模土工を伴う工事であり、土地の改変面積も大きくなる。全体計画では、切土盛土のバランス、土地改変に伴う生物の生息環境の変化に対する保全措置・配慮、赤土等流出防止を考慮し、広域的な掘削エリアの出現を極力避けた計画とした。

1年次は、用地造成工事に必要な資料を得るための工事、2年次から6年次は、空港本体の切土盛土工事、3年次から7年次は、空港施設としての舗装工事、駐車場工事及び照明工事等、5年次から7年次は、管制、旅客ターミナル等の建築工事を行った。

なお、本事業の工事工程は表 2.1、事業実施区域における切土、盛土区分の平面図は図 2.1、進捗状況は

図 2.2 に示すとおりである。

表 2.1 工事工程

項目		年次	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	7年次
			H18/10	H19/4	H20/4	H21/4	H22/4	H23/4	H24/4
土木工事	用地造成等		■						
	舗装工事、 道路駐車場等					■			
照明工事				■					
建築工事						■			

注). 用地造成等には、取り付け道路、カラ岳の切削等の工事を含む。

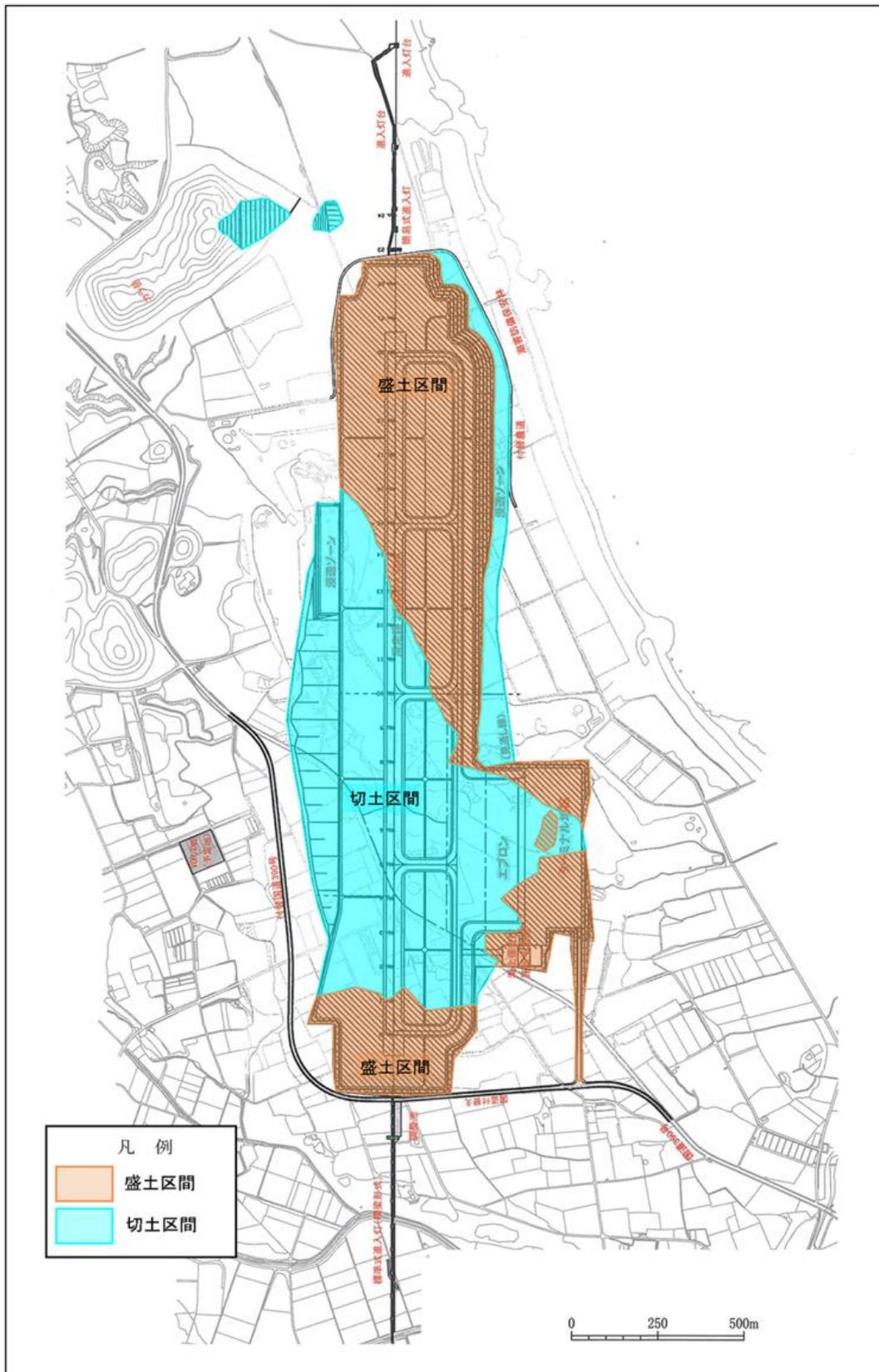


図 2.1 事業実施区域の切土、盛土区分



図 2.2(1) 進捗状況（カラ岳からの眺望景観）



図 2.2(2) 進捗状況（カラ岳からの眺望景観）

2.2 実施体制

2.2.1 位置づけ

調査結果は、新石垣空港事後調査委員会で報告し、指導及び助言を得た上で、適切な環境保全措置やモニタリング調査を実施した（図 2.3）。

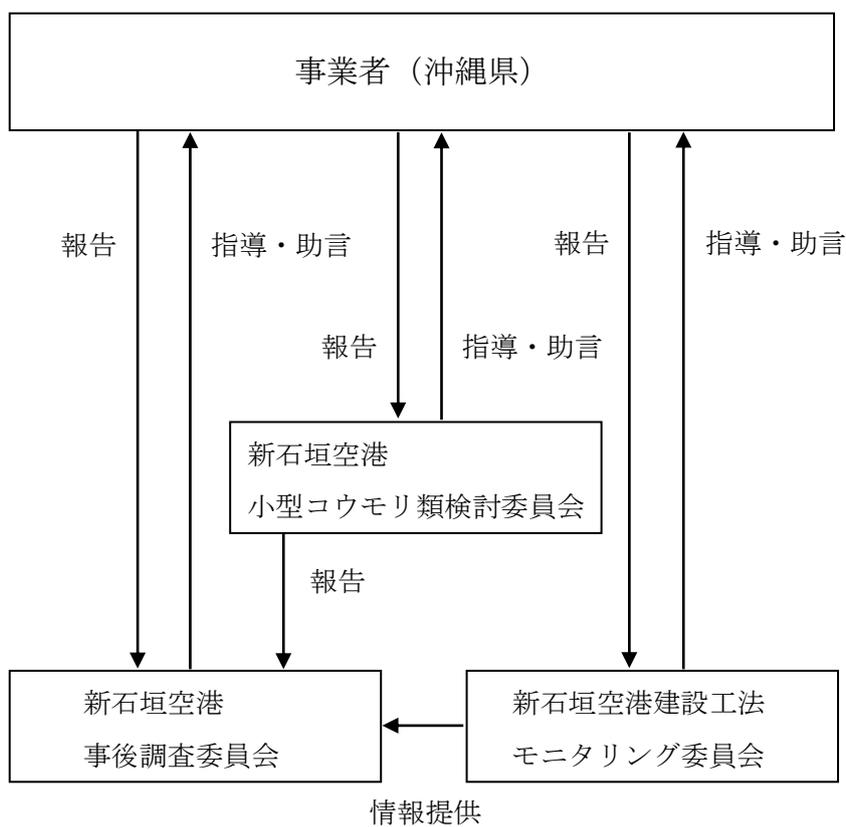


図 2.3 実施体制

2.2.2 委員会の開催

1) 新石垣空港建設工法モニタリング委員会

新石垣空港整備事業の工事の実施に伴う、赤土等流出防止対策、地下水保全対策、工法及び工事中の技術的な課題について適切な指導・助言を得るため平成 18 年 10 月に設置し、平成 24 年 8 月まで全 7 回を開催した。

なお、委員は地盤工学などの空港建設に関係する分野を専門とする学識経験者 6 人で構成した。

2) 新石垣空港小型コウモリ類検討委員会

新石垣空港建設予定地では、貴重な小型コウモリ類の生息が確認されていることから、新石垣空港整備事業の実施にあたり、小型コウモリ類に関する事後調査・環境監視の結果を踏まえ、環境影響の回避・低減措置について、専門家の指導・助言を得るために、平成 18 年 9 月に設置し、平成 28 年 7 月まで全 12 回を開催した。

なお、委員は小型コウモリ類に関する学識経験者等 5 人で構成した。

3) 新石垣空港事後調査委員会

新石垣空港整備事業の実施にあたり、「新石垣空港整備事業に係る環境影響評価書」に基づく事後調査・環境監視の調査結果を踏まえ、環境影響の回避・低減措置について適切な指導及び助言等を得るため平成 18 年 10 月に設置し、令和 2 年 2 月まで全 15 回を開催した。

なお、委員は動植物、地質、自然保護等各分野を専門とする学識経験者等 11 人で構成した。